

新潟市民のシンボルマーク

使用マニュアル

Symbol Mark For The Citizens Of Niigata City

Visual Identity Design Manual



新潟市民のシンボルマーク:政令指定都市・新潟のイメージアップのために。

平成17年に14市町村が合併し、港・空港・高速道などの拠点性と豊かな自然や田園を併せ持つ81万都市となった新潟市。平成19年4月には「世界と、大地と、地域と共に育つ政令指定都市」として、新しいステージへと力強く羽ばたきます。

この新しい新潟市の魅力を、国内外にアピールする際の“顔”となるシンボルマークを新たに設けることになり、広く一般から募集し、全国から1,700点もの作品が寄せられました。この中から、市民の皆さんのアンケートや選考委員の厳正な審査を経て「新潟市民のシンボルマーク」が決定しました。

選ばれたシンボルマークは行政のみならず、広く市民・企業・団体の皆さんから使っていただきたいという意味を込めて、「新潟市民のシンボルマーク」としました。多くの方にこのシンボルマークを使っていただき、官民一体となって新潟市のイメージアップを図っていきたくと考えています。

このシンボルマークが活用されることによって政令指定都市として新たなスタートを切る新潟市が、市民の皆さんはもちろん、国内外の多くの方々から愛される都市となっていくことを願っています。

シンボルマークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

- 商標法に基づく所要の届出を済ませていますので、使用者がシンボルマークを自己のものとして商標または意匠として使用（登録）することはできません。
- シンボルマークを使用（表示）していただくことは、当該商品の品質やサービスの内容などを保証することを目的とするものではありませんが、使用に当たっては新潟市のイメージアップが図られるよう、品質や内容などの向上に努めてください。
- 次の場合は、シンボルマークを使用することができません。
 - ◎営利活動又は特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあるとき。
 - ◎法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - ◎市の信用や品位を害したり、イメージを損なうおそれがあるとき。
 - ◎特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
 - ◎自己の信用を高めるために利用されるおそれがあるとき。
 - ◎自己のシンボルマーク、商標又は意匠として利用されるおそれがあるとき。など
- シンボルマークを使用する場合は、事前に使用承認申請書を提出し、使用承認を受ける必要があります。

■使用にあたっての申請・お問い合わせ先:

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1 新潟市広報課

TEL:025-226-2085 FAX:025-223-5588 URL:<https://www.city.niigata.lg.jp/>



花開く活力、 広がる笑顔、 政令市新潟

※シンボルマークは必ずキャッチコピーと組み合わせて使用してください。

新潟市民のシンボルマーク



A. 新潟の大地を包む雄大な夕日をデザイン。
大小の赤い月の形はアジア大陸と新潟を、
白い扇の形は日本海を表しています。



B. シンボルマークの色は、緑にして使うこともできます。緑は自然やエコロジーをイメージさせますので、例えば農業や林業、緑化、環境などの団体や組合、協会、イベント等で広くお使いください。



C. シンボルマークの色は、青として使うこともできます。青は川や海、空などをイメージさせますので、例えば水産業、海・川の観光、水道、旅行などの団体や組合、協会、イベント等で広くお使いください。

※シンボルマークを使用する際は、デジタルデータ及び色指定を使用し、むやみに手を加えたり、作図することのないよう心掛けてください。

Catch Copy: キャッチコピー

シンボルマークは、必ずキャッチコピーを組み合わせ使用してください。

キャッチコピーは「新潟市」「〇〇区」のようなものも使用可能です。

企業、商店、個人がシンボルマークを使用する場合

○次の文例の中から選んでください。

新しい「目」で、新しい「心」で、新しい「新潟市」

花開く活力、広がる笑顔、政令市新潟

春夏秋冬。美味。珍味。新潟市

おいしさ、ピチ。ピチ。新潟市

花でお迎え、新潟市。

みなとまち。みらいまち。新潟市

育てよう資源、花咲く新潟市の農水産。

ゆったり。のんびり。おいしーい。新潟市の温泉

おいしい。美しい。なつかしい。新潟市

ようこそ、新潟市へ。

WELCOME TO NIIGATA CITY

山も、田畑も、川も、海も、美しく、次世代へ。新潟市

お買い物は、新潟市で。

団体、組合、協会、連合会、自治会等がシンボルマークを使用する場合

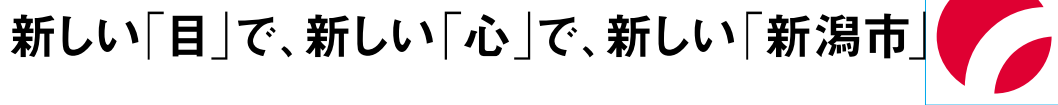
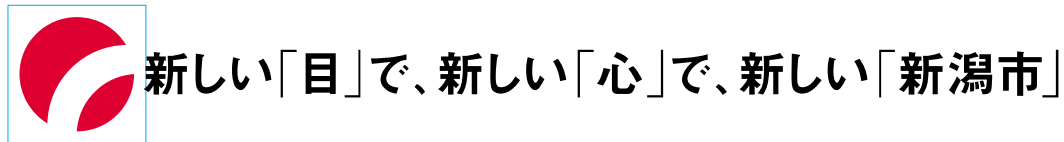
○上の文例の中から選ぶほか、個別にキャッチコピーを創作することができます。

詳しくは、ご相談ください。

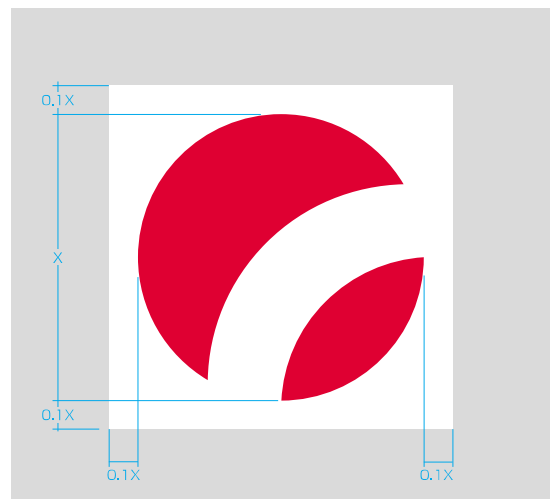
Signature System:シンボルマーク・キャッチコピーの組み合わせ

ここで示すのは、シンボルマークとキャッチコピーの組み合わせ例です。表示する場合の状況や用途などに応じて選んで使用できます。キャッチコピーの文字の大きさは任意です。また、シンボルマークの独自性や

機能が弱められないように、保護エリアを規定しています。バランスやイメージをそこなわないよう注意して使用してください。



保護エリア



※シンボルマークの直径の10分の1以内に、キャッチコピーあるいは、他の要素を表示しないでください。

組み合わせ例



Color System:カラーシステム

政令指定都市・新潟のイメージアップを象徴するカラーが、Niigata City REDです。そして、さらに広がり柔軟性をもたせるために、サブカラーとして

Niigata City GREEN、Niigata City BLUEの2色を用意しました。

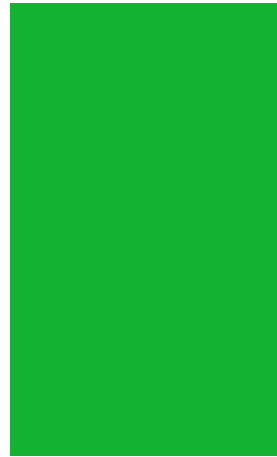
8区のカラーを使用することもできます。

Niigata City RED



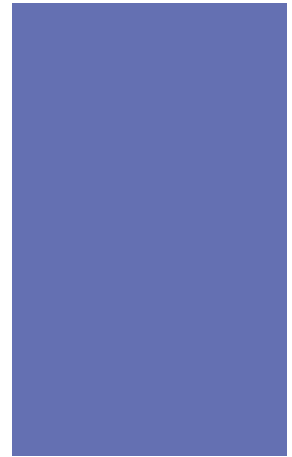
指定色(特色)	DIC157
PANTONE	Warm Red M
プロセスカラー	M100%+Y90%

Niigata City GREEN



指定色(特色)	DIC172
PANTONE	362 M
プロセスカラー	Y100%+C80%

Niigata City BLUE



指定色(特色)	DIC183
PANTONE	285 M
プロセスカラー	C80%+M60%



単色表現



※単色表現は任意の色で、上記の濃度表現を再現してください。

反転タイプ シンボルマークの地色が濃い場合に使用してください。

タイプ:1



※シンボルマークが再現不可能な場合は白ヌキで使用してください。

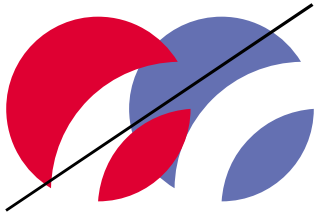
タイプ:2



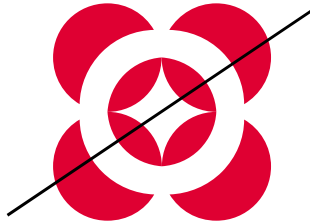
※地色の50%でも使用可能。

Prohibition Example: 使用禁止例

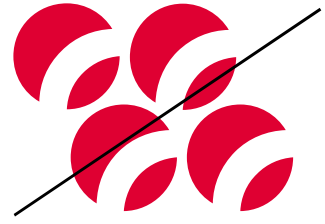
本項で示すのは、シンボルマークと、その使用禁止例であり、このようなことが起こらないよう十分注意例です。シンボルマークは、さまざまな形状の媒体に展開されます。また、ここに示した使用禁止例は一例



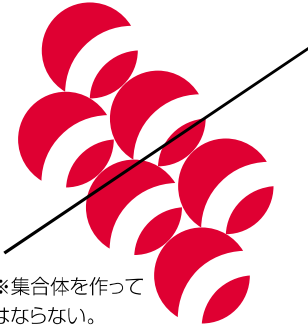
※重ねて表示してはならない。



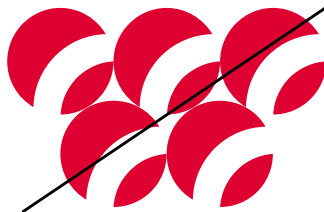
※並べなおして違うイメージにしてはならない。



※キャッチコピーなしで、マークだけを使ってはならない。



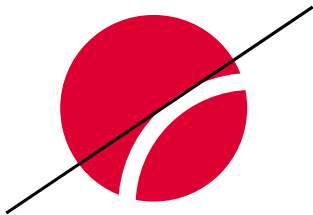
※集合体を作ってはならない。



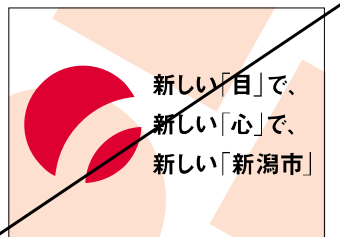
※新しいイメージを作ってはならない。



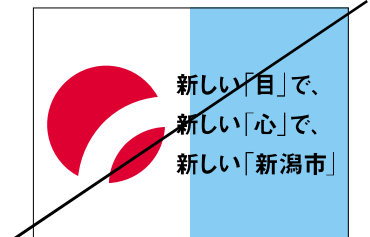
※左右反転させてはならない。



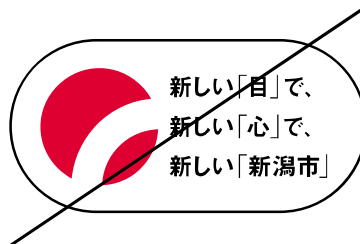
※ラインを細くしたり、太くしてはならない。



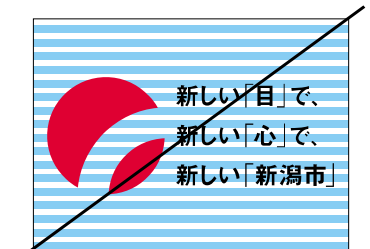
※保護エリアを無視して、他のデザイン要素を入れてはならない。



※分割された背景の上に表示してはならない。



※線で囲ってはならない。



※強烈な背景の上に表示してはならない。

Application Design: 使用例

フラグー



ショッピング
バグー



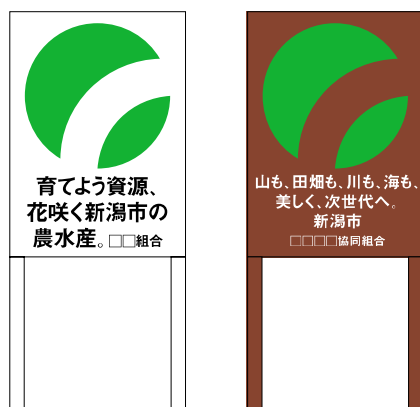
のぼりー



エコバグー



看板ー



食品安全表示(シールなど)ー



■使用にあたっての申請・お問い合わせ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1 新潟市広報課

TEL:025-226-2085 FAX:025-223-5588 URL:<https://www.city.niigata.lg.jp/>